資料２

（２）富士見市男女共同参画推進事業の概要について

あらゆる分野において、男女が対等な立場で個性と能力を十分に発揮できるよう、富士見市男女共同参画推進条例に基づき、ともに責任を担う社会の実現に向けて事業を展開しています。

富士見市男女共同参画プラン（第４次中間見直し版）

・計画期間：１０年間（令和３年４月～令和１３年３月）
・令和７年度に見直しを行った。
　→推進項目１０８項目。本協議会で、取り組みの進捗確認を行う。

富士見市男女共同参画社会確立協議会

・根拠法令
　→富士見市男女共同参画推進条例第１３条
　→市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市男女共同参画社会確立協議会を置く。
・設置目的
　→富士見市男女共同参画社会確立協議会条例第２条に基づき、男女共同参画プランの策定と見直し及び計画の推進に関する事項について調査、検討を行い、市長に意見を述べる。
・任期
　→２年間
・会議
　→公開（傍聴可）、会議録は後日、市ホームページにて公開

男女共同参画の推進に関する年次報告書

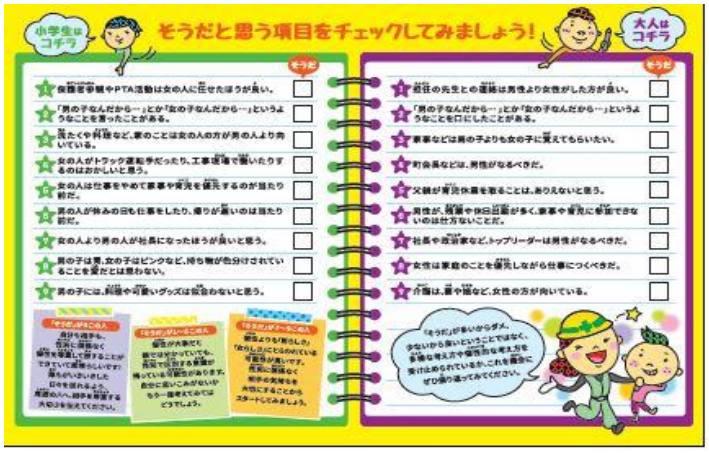
・富士見市男女共同参画推進条例第１２条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書の作成及び公表を行う。
・作成、公表までのスケジュールは以下のとおり　（年度により異なる）

月	スケジュール
４～５月	・庁内関係各課に対し、第４次プランの推進項目について進捗状況調査を依頼 →関係各課からの調査結果をもとに庁内委員会を開催 →進捗状況調査結果（案）の作成
７月	・男女共同参画社会確立協議会開催 →年次報告書作成にかかる進捗状況調査結果（案）の審議
１２月	・年次報告書の公表 →ホームページのほか、冊子を市内公共施設に配置

主な啓発事業

・男女共同参画講演会の実施
・男女共同参画セミナーの実施
・男女共同参画週間における関連パネル及び関連図書展示
・広報富士見の「男女共同参画ひろば　いっぽいっぽ」にて男女共同参画記事掲載
・ジェンダーチェックリーフレットの配布
　→毎年７月（夏休み前）、市内小学校に通う４年生とその家庭の保護者を対象に
　　リーフレットを配布





・男性の子育てガイド「富士見市でパパになる」の配布（母子手帳交付時）





・富士見市パートナーシップ宣誓制度（令和４年４月１日開始）

　互いを人生のパートナーとし、日常の生活において協力し合うことを約束した、双方または一方が性的マイノリティの二人が、パートナーシップ関係であることを市に宣誓する制度。市は、宣誓した事実を証明する宣誓証明書等を交付。法的な効力はないが、二人のパートナーシップを尊重し、また、性の多様性についての社会的な理解を促進することを目指すもの。令和６年４月１２日より、埼玉県内の６２市町村で自治体間連携を開始。令和７年２月には川口市が参加し、県内全市町村で連携し、制度利用者が県内で転出入する際の手続きの簡素化を図っている。